

改正	平成元年4月1日	平成3年4月1日
	平成4年4月1日	平成13年4月1日
	平成14年4月1日	平成16年8月1日
	平成18年4月1日	平成21年4月1日
	平成26年4月1日	

## 第1 目的

この事業は、はり・きゅう・マッサージ（指圧等を含む。以下同じ。）の施術費の一部を助成することにより、高齢障害者の機能の促進と健康増進及び身体障害施術者の職域拡大と収入増を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第2 対象者

この事業の対象者は、市内に住所を有し、かつ65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療機関に入院している者及び施設に入所している者は対象から除く。

- (1) 身体障害者手帳（1級～6級）を所持している者
- (2) 愛の手帳（1度～4度）を所持している者
- (3) 八王子市特定疾病患者福祉手当を受給している者

## 第3 助成の対象となる施術

施術の助成は、施術者の住所及び施術所が市内にあつて、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条による免許を受け、また同法第9条の2の規定による東京都知事に届け出をし、かつ身体障害者手帳を所持している者、または八王子はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業指定施術者協議会が認めた者から施術を受けた場合に行うものとする。

## 第4 助成の内容

対象者が第3項により利用した場合、助成券1枚につき1,000円を助成する。

## 第5 交付の申請

この事業の助成を受けようとする者は、八王子市はり・きゅう・マッサージ助成券交付申請書（様式第1号（様式略））により、市長に申請し審査を受けるものとする。

## 第6 助成券の交付

市長は、助成が必要と認めた者に対し、八王子市はり・きゅう・マッサージ助成券（以下「助成券」という。）を交付する。この場合、助成券は同一人につき、月1枚を限度とする。

## 第7 利用の方法

助成券の交付を受けた者が、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける場合には、助成券を市が指定した施術所の施術者に提出して、施術料金から助成額を差し引いた額を支払うものとする。助成券は1回につき3枚まで使用できる。

## 第8 資格の消滅

助成資格は、次の各号の一に該当した日をもって消滅する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 障害者でなくなったとき
- (3) 八王子市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 施設に入所、または病院に入院したとき
- (5) その他市長が必要でないとき

## 第9 届出の義務

助成券の交付を受けた者は、次の各号の一に該当したときには、その旨八王子市はり・きゅう・マッサージ助成異動届（様式第2号（様式略））により、市長に届け出なければならない。

- (1) 資格の消滅事由が生じたとき
- (2) 住所を変更したとき
- (3) 氏名等を変更したとき

## 第10 助成券の再交付

助成対象者が、交付を受けた助成券を紛失した場合、再交付はしないものとする。

## 第11 助成金の返還

市長は、利用者等が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

## 第12 発行簿

市長は、助成券の発行状況を明らかにするため、八王子市はり・きゅう・マッサージ助成券発行簿（様式第3号（様式略））を備えなければならない。

## 第13 事業への協力依頼

この事業の実施については、八王子はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業指定施術者協議会に協力を依頼することとし、その協力関係について協定書（様式第4号（様式略））を締結する。

## 第14 助成券の支払

各施術者への支払は、助成券に記載されている単価に枚数を乗じた額とする。ただし請求額が記載単価に満たない場合は、その実請求額を限度とする。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。